

# 一人親家庭の母・父の就業・就職を支援

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451 各総合支所市民福祉課(福祉課)

## 自立支援教育訓練給付金

医療事務や介護福祉などの仕事に必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。なお、受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があるため、必ず事前にご相談ください。

**対象** 市内に在住で、次の全ての要件を満たす一人親家庭の母または父

- 児童扶養手当の受給者と同様の所得水準の人

- 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人
- 過去に同給付金を受けたことがない人

**支給額** かかった費用の6割(1万2,001円～)  
※支給額には制限があります。



## 高等職業訓練促進給付金等

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師などの資格取得のため、1年以上養成機関で学ぶ場合に、高等職業訓練促進給付金と高等職業訓練修了支援給付金を支給します。必ず事前にご相談ください。

**対象** 市内に在住で、次の全ての要件を満たす一人親家庭の母または父

- 児童扶養手当の受給者と同様の所得水準の人
- 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- 仕事または育児と修学の両立が困難であると認められる人

- 過去に同給付金を受けたことがない人
- 同趣旨の給付金(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など)を受給していない人

### 高等職業訓練促進給付金

**支給額(月額)** 市民税非課税世帯は10万円、市民税課税世帯は7万500円(取得資格により最長4年間)、修学の最終年の12カ月は4万円増

### 高等職業訓練修了支援給付金

(養成機関の修業課程修了後)

**支給額** 市民税非課税世帯は5万円、市民税課税世帯は2万5,000円

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了したときや合格したときに受講費用の一部を支給します。なお、受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があるため、必ず事前にご相談ください。

**対象** 市内に在住で、次の全ての要件を満たす一人親家庭の親および児童

- 一人親家庭の親が児童扶養手当の受給者と同様の所得水準の人

- 当該試験合格が適職に就くために必要であると認められる人

**支給額** 受講修了時給付金…受講費用の4割、合格時給付金…受講費用の2割

※支給額には制限があります。

※合格時給付金は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給します。

## 母子・父子自立支援プログラム

母子・父子自立支援プログラム策定員が、就業を希望する一人親家庭の母または父を対象に面接・相談等を行い、ハローワークなどの関係機関と連携して就業や自立を支援します。

**相談日** 毎週火・木曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) ※変更になる場合があるので、事前にお問い合わせください。

**ところ** こども支援課